

生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ 関係資料

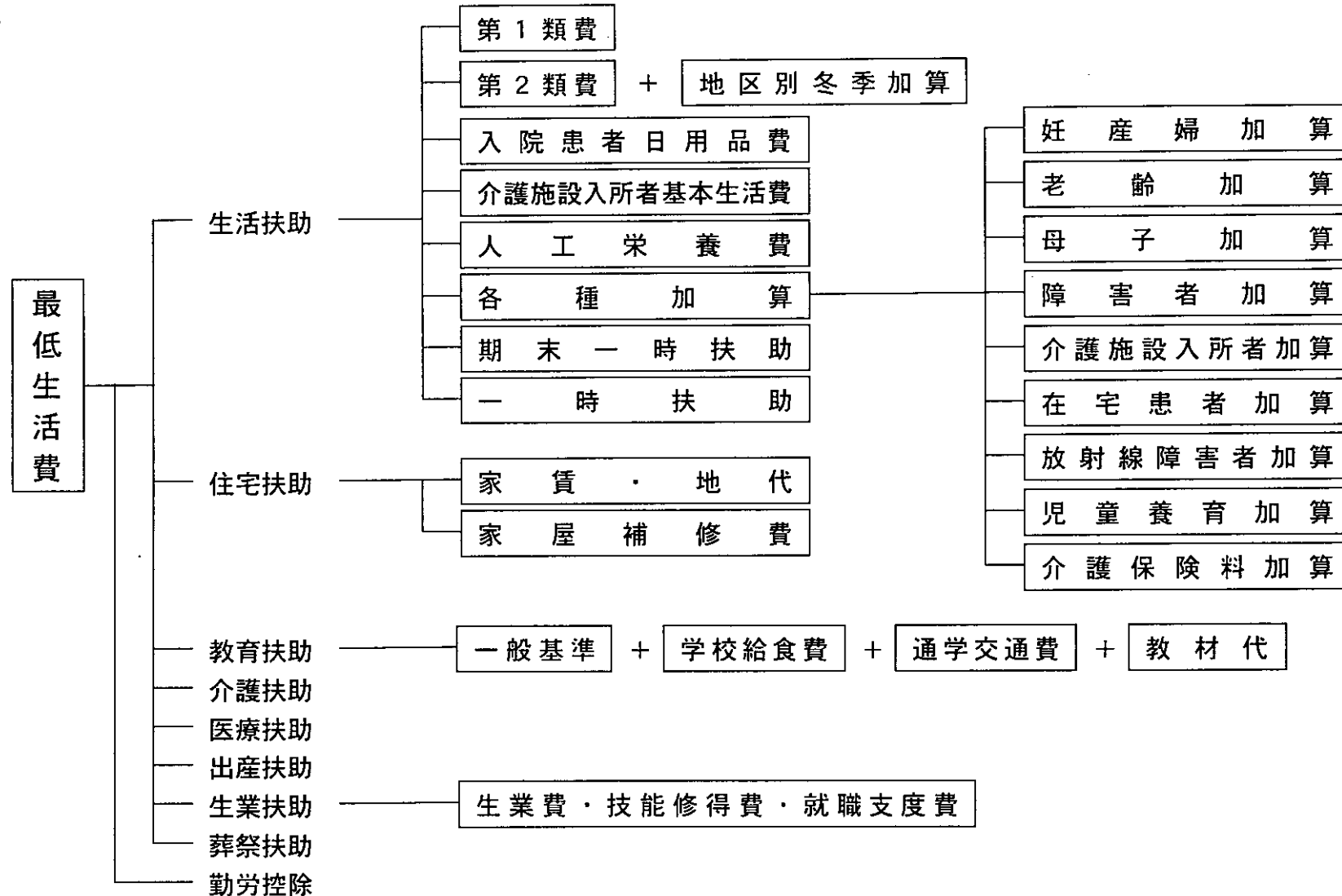
目次

	頁
I 生活保護基準について	1
II 勤労者3人(夫婦子1人)世帯における消費実態と生活保護基準との比較について	2
III 生活扶助基準1類費・2類費の設定方法(展開)について	
1 生活扶助基準の設定の考え方について	6
2 1類費の設定方法について	8
3 1類費と2類費の構成割合について	11
4 2類費の設定方法について	12
IV 生活扶助基準の改定方式について	14
V 老齢加算・母子加算について	
1 老齢加算・母子加算の経緯等について	16
2 高齢単身世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について	18
3 母子世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について	19
VI 生活保護制度の在り方に関する専門委員会において各委員より出された論点の集約	21
VII 生活保護制度の在り方に関する専門委員会検討スケジュール	22

I 生活保護基準について

最低生活費の体系

○ 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



Ⅱ 勤労者3人（夫婦子1人）世帯における消費実態と生活保護基準との比較について

家計調査特別集計（平成8年～12年平均）

（単位：月額・円）

年間収入階級	全体平均	第1～10 ／50分位平均 (第1／5分位)	第1～5 ／50分位平均 (第1／10分位)	第3～5 ／50分位平均	第1～2 ／50分位平均
消費支出額	311,619	224,400	210,769	220,925	195,535
生活扶助相当支出額	207,013	146,126	137,708	143,807	128,559
食料費	66,170	50,605	48,893	50,241	46,871
(エンゲル係数)	21.2%	22.6%	23.2%	22.7%	24.0%
教養娯楽費と交通・通信費と 交際費の合計	51,118	33,439	30,769	32,755	27,789

注1 生活扶助相当支出額とは、消費支出額の全体から、生活保護制度中の生活扶助以外の扶助に該当するもの（家賃・地代等＝住宅扶助、教育費＝教育扶助、医療診療代＝医療扶助等）、生活保護制度で基本的に認められない支出に該当するもの（自動車関連経費等）、被保護世帯は免除されているもの（NHK受信料）、最低生活費の範疇になじまないもの（家事使用人給料、仕送り金等）を除いたものである。

注2 交際費は「その他の消費支出」の一部である。

◎ 第1～2／50分位と他の分位との間で消費支出額（生活扶助相当）の格差が大きい主な費目（詳細別紙）

- ・食料 外食・調理食品（1類費）
- ・被服及び履物 洋服（1類費）
- ・教養娯楽 教養娯楽サービス等（1類費・2類費）
- ・交通・通信 通信費（2類費）
- ・その他消費支出 こづかい（1類費）

（単位：月額・円）

生活保護基準（平成8年～12年平均）	
生活保護基準額	186,444
生活扶助基準額と 勤労控除額との合計	164,008
うち生活扶助基準額	143,409
うち勤労控除額	20,599

※ 勤労控除は就労に伴う必要経費を控除するものであり、控除額は就労収入によって異なる。
(15年度上限額：33,260円・収入額8,000円までは全額控除)
なお、上記の勤労控除額20,599円は、平成8年～12年までの平均控除額である。

(参考)

○ 昭和39年12月16日 社会福祉審議会生活保護専門分科会中間報告―抜粋―

2 当面の生活保護水準改善の方途

一般国民の平均消費水準に比較して低所得階層の消費水準の上昇が大きく、消費水準の階層別格差縮小の傾向が見られる現状を前提として最低生活保障水準としての生活保護水準の改善を考える限りにおいては、一般国民の平均的消費水準の動向を追うのみではその目的を達し得ないものであって、低所得階層の消費水準とくに生活保護階層に隣接する全都市勤労者世帯第1・10分位階級の消費水準の動向に着目した改善を行なうことがとくに必要である。

すなわち、第1・10分位階級における消費水準の最近の上昇率に加えて、第1・10分位階級と生活保護階層との格差縮小を見込んだ改善を行なうべきである。

○ 昭和55年12月中央社会福祉審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめ―抜粋―

1 被保護世帯の消費支出水準については、昭和40年度以降、低所得世帯との消費支出水準格差を縮小することを目的とした格差縮小方式によって生活扶助基準が改定されてきた結果、当時の水準に比して相当の改善が図られた点は評価されるべきである。しかし、消費支出の内容を詳細に分析すると、栄養摂取の態様については主食の比率が高いこと等未だ貧困性が強く認められ、さらに、地域社会の成員としてふさわしい生活を営むために不可欠な交通費、教養費、交際費等社会的経費は一般世帯のみならず全国勤労世帯第1・10分位階級等の世帯と比較しても著しいひらきがあることなどを勘案すると被保護世帯の消費支出の水準は今後さらに改善を要するものと認められる。

○ 昭和58年12月23日中央社会福祉審議会意見具申―抜粋―

1 生活扶助基準の評価

(3) …総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析検討した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得世帯の生活実態を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

2 生活扶助基準改定方式

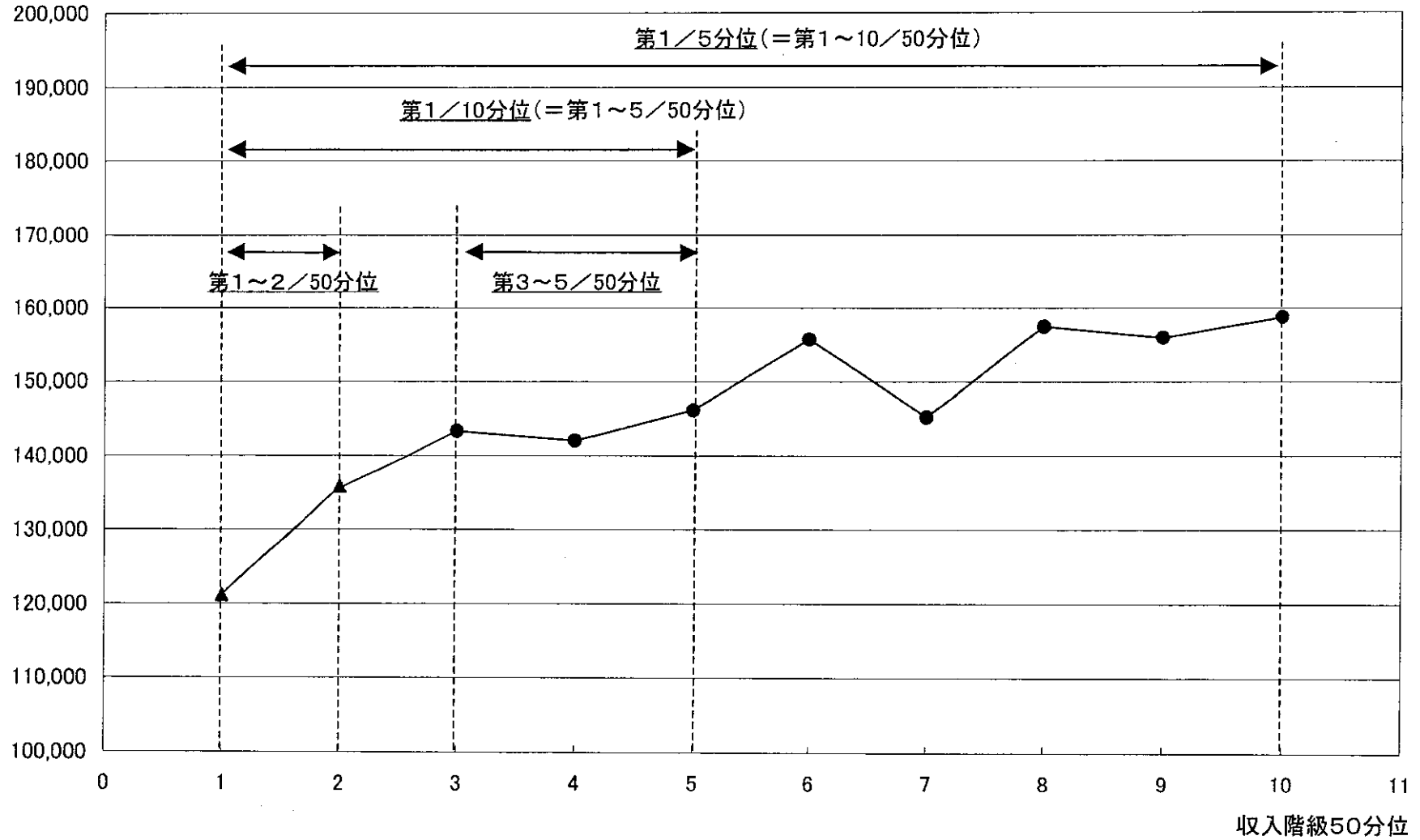
(1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向をふまえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかれるような措置をとることが必要である。

(参考)

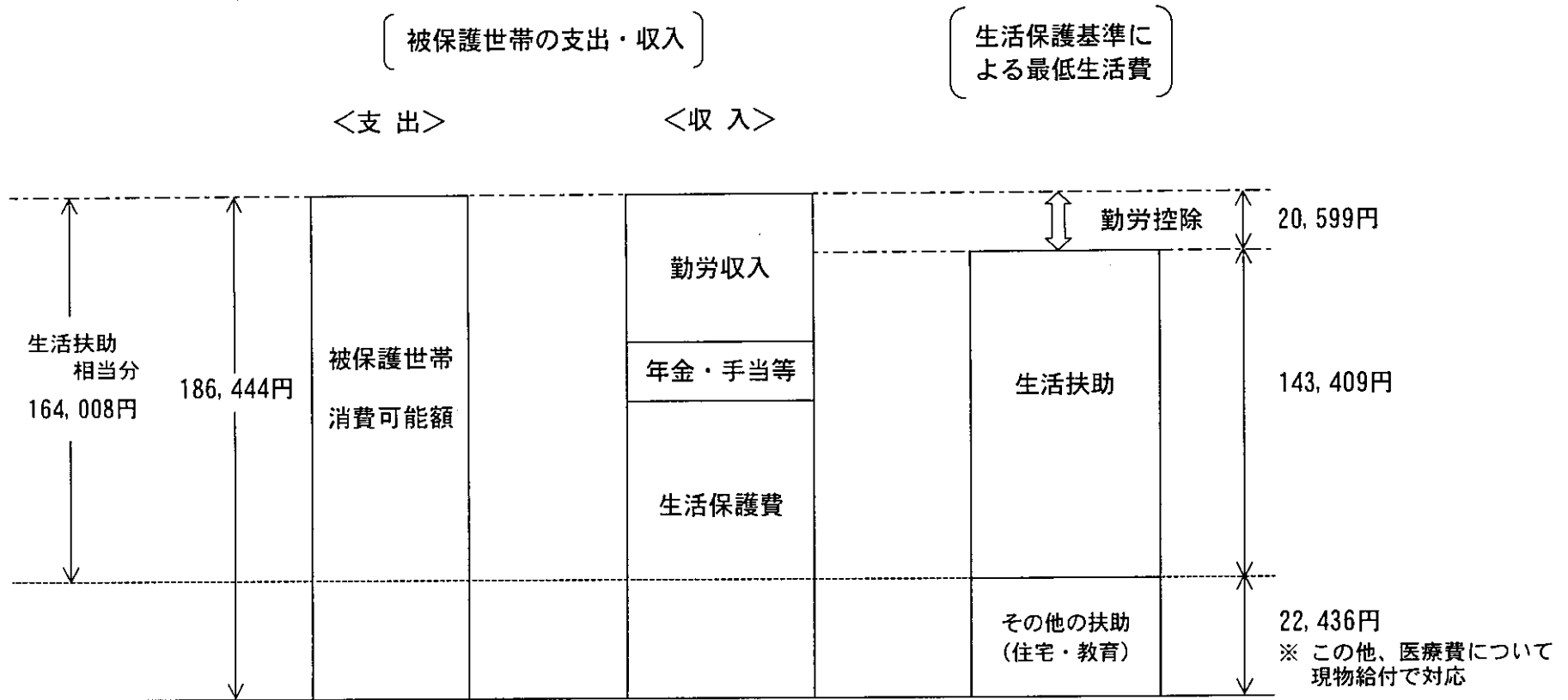
家計調査特別集計結果による収入階級別生活扶助相当支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯)

平成8年～12年平均

生活扶助相当支出額(円)



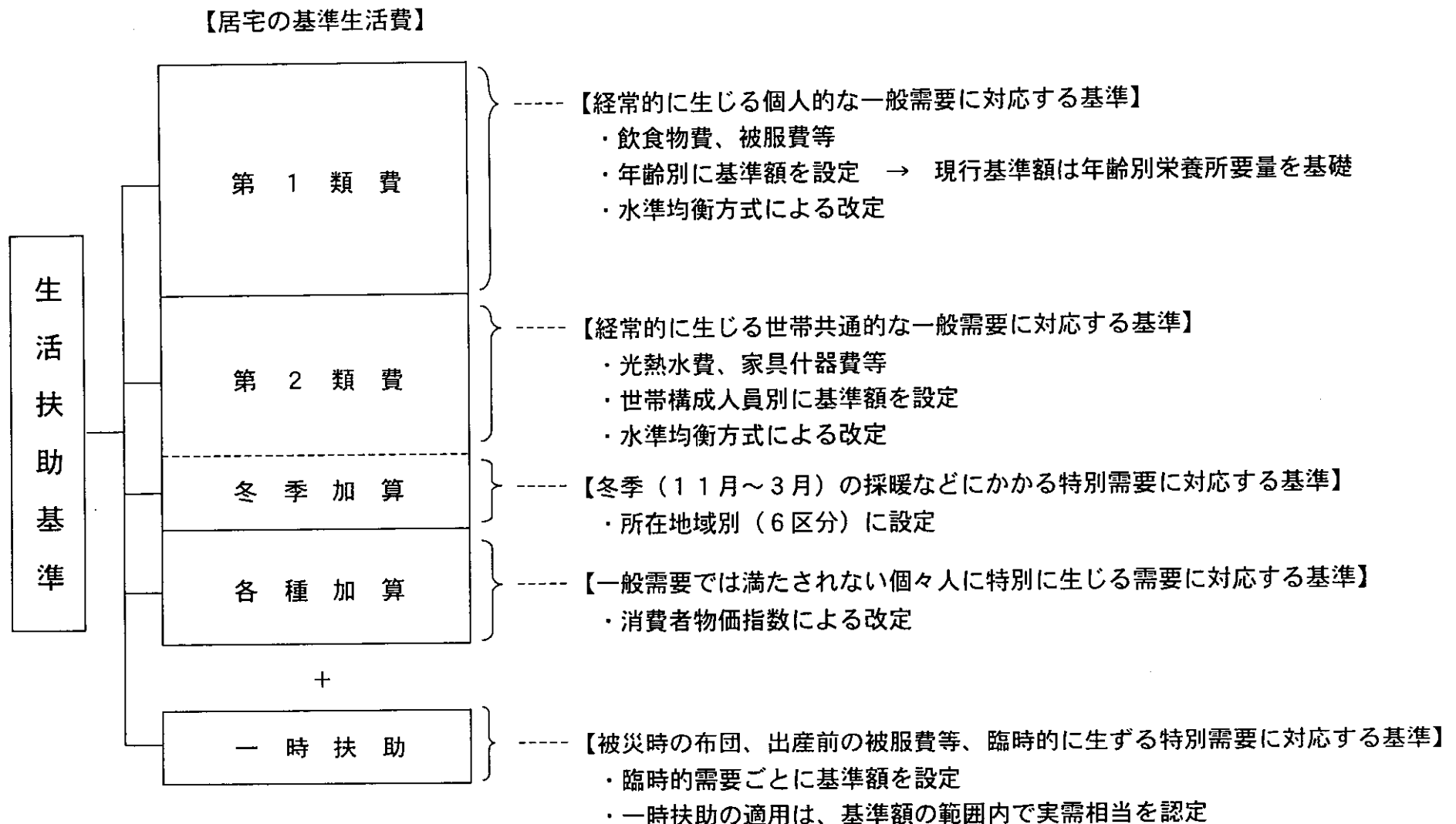
被保護世帯の支出・収入と生活保護基準との関係



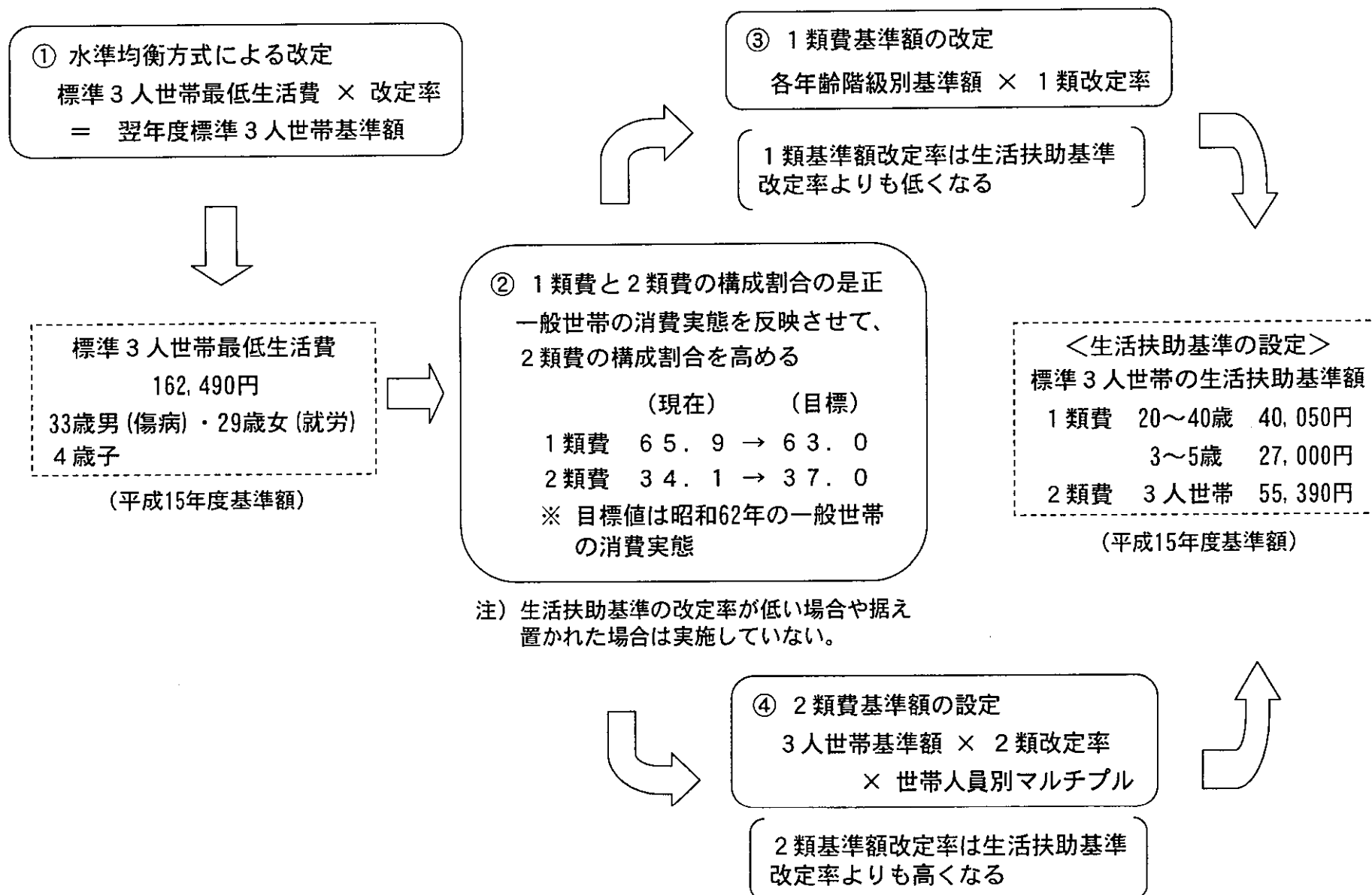
Ⅲ 生活扶助基準 1 類費・2 類費の設定方法（展開）について

1 生活扶助基準の設定の考え方について

(1) 生活扶助基準の概要

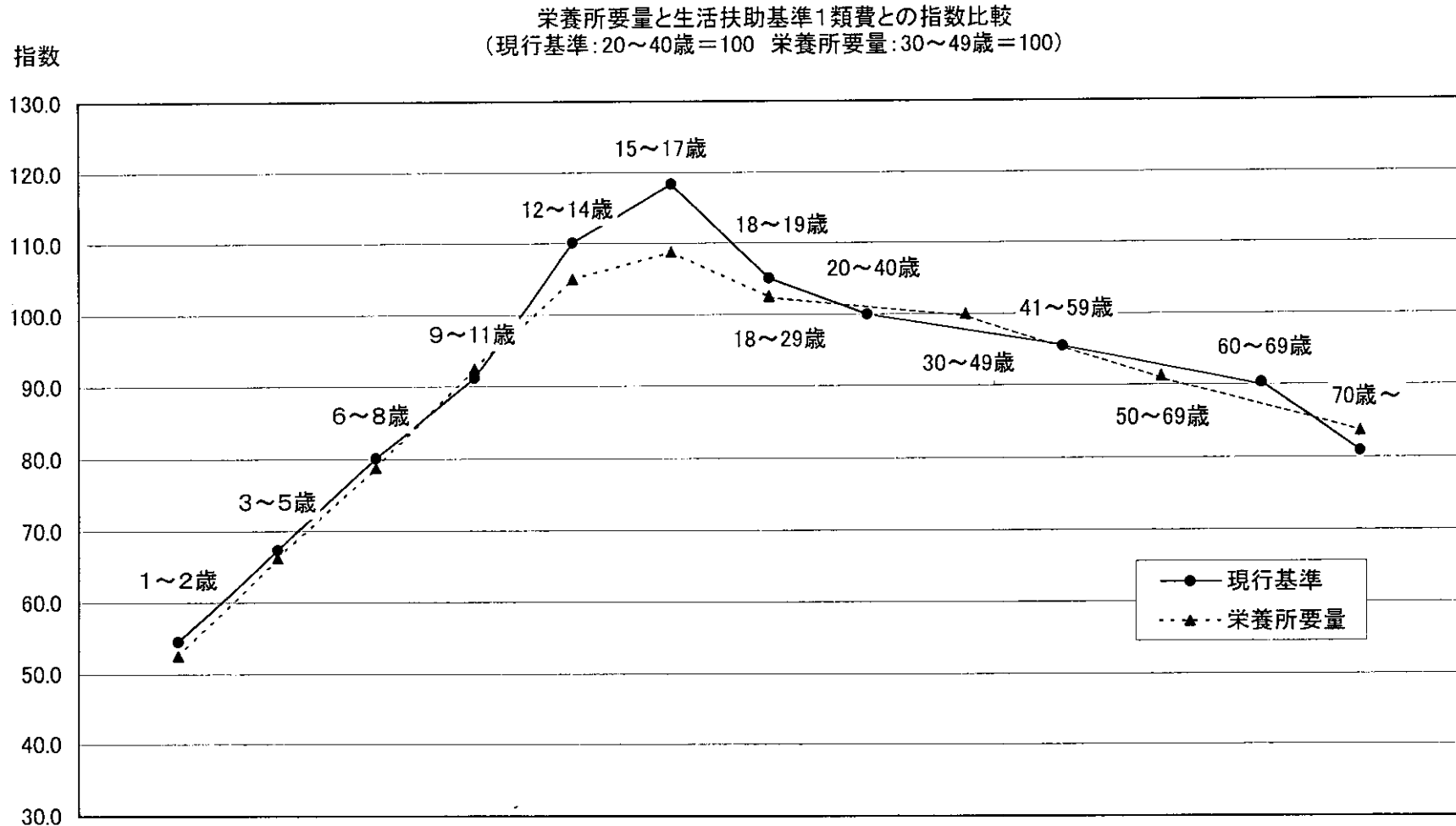


(2) 現行の生活扶助基準の改定方法及び1・2類費の設定方法



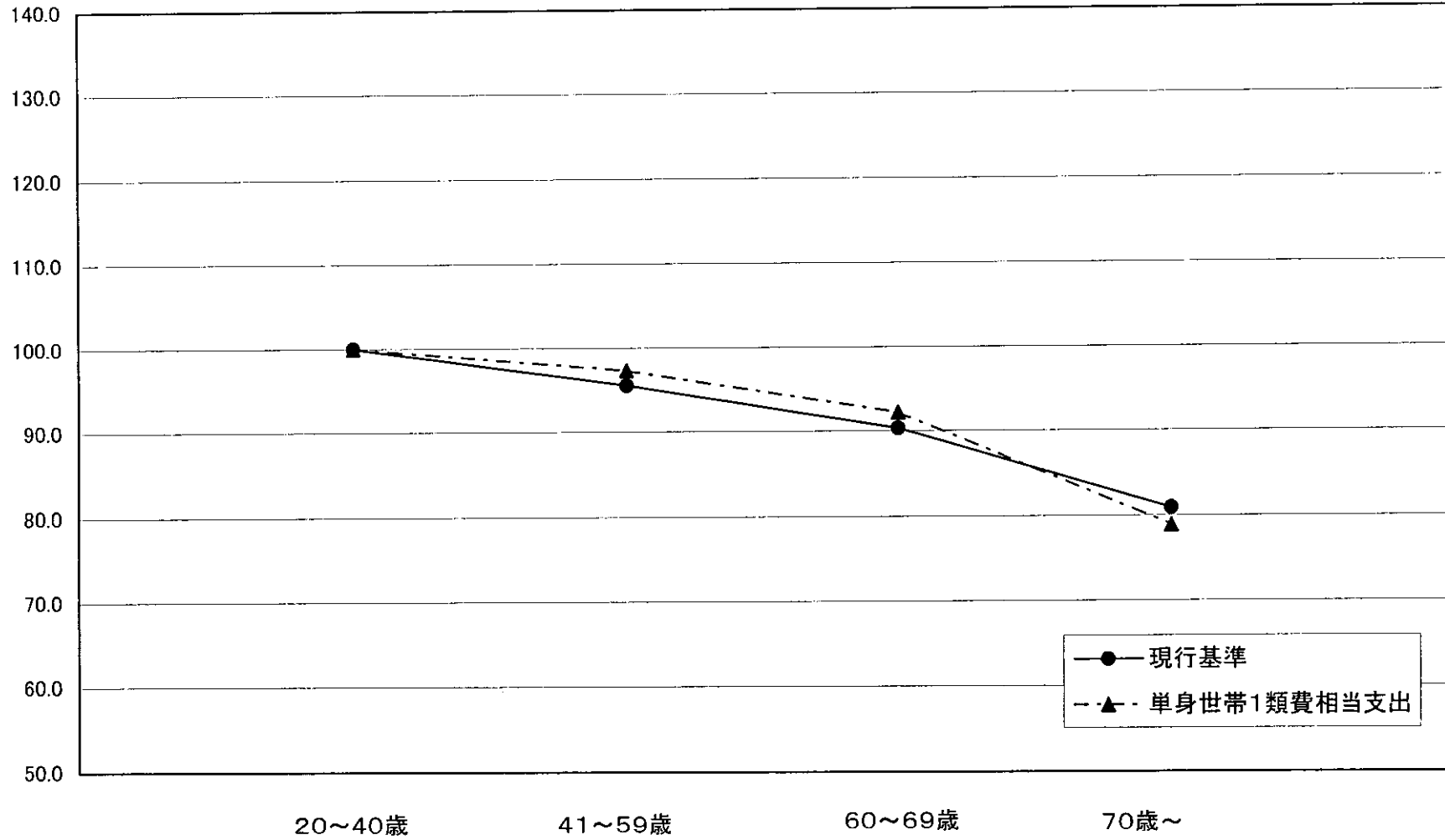
2 1類費の設定方法について

- 現行の第1類費基準額の年齢差は、主に各年齢ごとの栄養所要量を参考とし、エネルギー摂取に必要な飲食物や衣類等の個々の費目を積み上げ設定する方式（マーケットバスケット方式（昭和23年～35年））を採用していた当時の格差で固定されている。
- 現在の1類費は、前年度の年齢別基準額に改定率を乗じて改定しているため、現在においてもマーケットバスケット方式当時の年齢格差が維持されている。

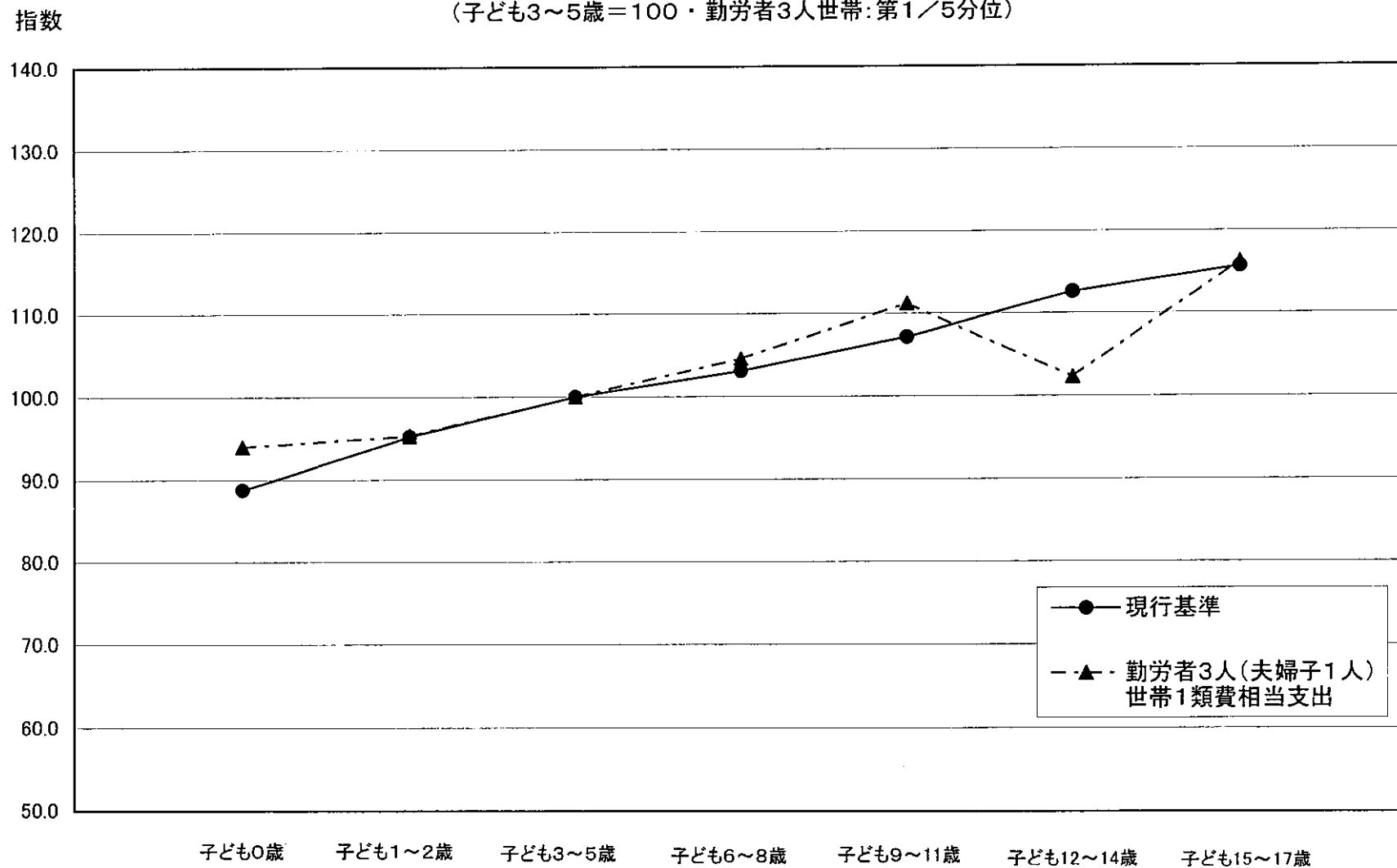


単身世帯における1類費相当支出額と生活扶助基準1類費との指数比較
(20~40歳=100・単身世帯:第1/5分位)

指数



勤労者3人(夫婦子1人)世帯における1類相当支出額と生活扶助基準1類費との指数比較
 (子ども3~5歳=100・勤労者3人世帯:第1/5分位)



3 1類費と2類費の構成割合について

- 生活扶助基準の内訳は、飲食物費や被服費等の個人的経費である第1類費と光熱水費や家具什器費等の世帯共通的経費である第2類費に分けられる。
- この第1類費と第2類費の構成割合については、一般低所得世帯（勤労者3人（夫婦子1人）世帯）における生活扶助相当支出額の第1類費相当支出額と第2類費相当支出額の構成割合を参考に設定している。
- 平成15年度現在、標準3人世帯における生活扶助基準の第1類費と第2類費の構成割合は、65.9：34.1となっている。

(参考)

家計調査特別集計による勤労者3人（夫婦子1人）世帯における生活扶助1類費相当支出額と2類費相当支出額の構成割合

年間収入階級 第1／5分位

	1類費相当 支出額	2類費相当 支出額
平成8年	59.1	40.9
平成9年	59.6	40.4
平成10年	60.2	39.8
平成11年	59.4	40.6
平成12年	57.7	42.3

資料：家計調査特別集計

年間収入階級 第1／10分位

	1類費相当 支出額	2類費相当 支出額
平成8年	59.2	40.8
平成9年	59.0	41.0
平成10年	60.5	39.5
平成11年	59.1	40.9
平成12年	57.6	42.4

資料：家計調査特別集計

生活扶助基準

	1類費相当 支出額	2類費相当 支出額
平成8年	66.4	33.6
平成9年	66.2	33.8
平成10年	66.1	33.9
平成11年	66.0	34.0
平成12年	65.9	34.1

4 2類費の設定方法について

- 現行の第2類費については、3人世帯の第2類費を100として、そこに世帯人員別に定めた換算率（マルチプル）を乗じることによって基準額を設定している。
- この世帯人員別マルチプルについては、一般低所得者世帯における世帯人員別の第2類費相当支出額を参考に設定している。

（参考1）

家計調査特別集計及び全国消費実態調査特別集計による世帯人員別消費支出額（勤労世帯）

(1) 勤労世帯（全国、平均）

（月平均・単位：円）

	単身世帯	指数	2人世帯	指数	3人世帯	指数	4人世帯	指数	5人世帯	指数
生活扶助相当支出額	123,965 円	53.9	203,335 円	88.4	230,071 円	100.0	251,616 円	109.4	267,857 円	116.4
1類費相当支出額	76,311 円	53.8	121,855 円	85.9	141,817 円	100.0	160,045 円	112.9	171,084 円	120.6
2類費相当支出額	47,654 円	54.0	81,479 円	92.3	88,254 円	100.0	91,572 円	103.8	96,773 円	109.7

注) 指数は3人世帯を100とした場合のもの。以下同じ。

(2) 勤労世帯（全国、第1-5分位）

（月平均・単位：円）

	単身世帯	指数	2人世帯	指数	3人世帯	指数	4人世帯	指数	5人世帯	指数
生活扶助相当支出額	84,644 円	53.7	144,577 円	91.7	157,709 円	100.0	167,764 円	106.4	175,716 円	111.4
1類費相当支出額	52,352 円	54.9	86,416 円	90.7	95,305 円	100.0	104,641 円	109.8	110,645 円	116.1
2類費相当支出額	32,292 円	51.7	58,161 円	93.2	62,404 円	100.0	63,122 円	101.2	65,070 円	104.3

(3) 勤労世帯（全国、第1-10分位）

（月平均・単位：円）

	単身世帯	指数	2人世帯	指数	3人世帯	指数	4人世帯	指数	5人世帯	指数
生活扶助相当支出額	76,705 円	52.7	132,569 円	91.1	145,556 円	100.0	158,705 円	109.0	161,967 円	111.3
1類費相当支出額	46,329 円	52.7	78,976 円	89.9	87,832 円	100.0	98,299 円	111.9	101,495 円	115.6
2類費相当支出額	30,376 円	52.6	53,593 円	92.8	57,724 円	100.0	60,406 円	104.6	60,472 円	104.8

資料) 2人世帯～5人世帯：家計調査特別集計（平成8年～12年平均）

単身世帯：全国消費実態調査特別集計（平成11年）

(参考 2)

現行の生活扶助基準における世帯人員別換算率（マルチプル）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費	31.3	64.0	100.0	133.3	164.7
第2類費	81.5	90.2	100.0	108.8	109.6

注) 第1類費については、年齢別に基準額を設定しており、人員別マルチプルを用いてはいないが、ここでは比較のために、被保護者全国一斉調査（個別）結果による世帯人員ウエイトから試算を行ったものである。